

韓国における外国人投資優遇制度の現状

(2020年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所のKPMG三晟会計法人に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびKPMG三晟会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKPMG三晟会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

韓国における外国人投資優遇制度の現状

1. 外国人投資に対する優遇制度の改編

1) 改編の背景

韓国は外国人の国内への投資を奨励するために外国人投資企業に対して、一定期間にわたって法人税等を免除する租税減免制度を施行していたものの、外国人投資企業に過度な税政恩恵を付与するという指摘をEU等から受けていた。

EUは、このような外国人投資企業に対する税制恩恵が不当であると判断し、2017年12月に韓国をEUの“租税分野の非協力国（EUブラックリスト）”と指定し、このようなEU側からの有害租税制度の問題を解決し、国際基準に合致する水準で外国人投資の誘致を支援するために、外国人投資に対する優遇制度を改編することになった。

2) 改編の内容

2018年12月の租税特例制限法の改正を通じて、外国人投資に対する法人税・所得税の減免制度が廃止された。その具体的な内容は以下のとおりである。

- 租税法第121条の2および第121条の4の外国人投資企業に対する法人税・所得税の減免および増資に対する法人税・所得税の減免は、2018年12月31日までに租税減免を申請した外国人投資企業に限って適用する。¹
- 国際基準に合致する関税減免²および地方自治体が活用できるインセンティブである地方税（取得税、財産税）の減免は、2019年1月1日以降に外国人投資の租税減免決定を受けた法人に対しても引き続き適用され維持される。³

2. 外国人投資に対する優遇制度の現況

外国人投資に対する優遇制度は、大きく分けて税制・立地・現金等の3大インセンティブに区分される。

1 租税特例制限法第121条の2第2項および同法第121条の4第1項

2 租税特例制限法第121条の3

3 租税特例制限法第121条の2第4項および第5項

1) 税制支援

業種別の投資金額により5年または7年間、法人税・関税・地方税等を減免する（ただし、2018年12月24日の租特法の改正により2019年1月1日から外国人投資企業に対する法人税・所得税の減免制度は全面廃止となった）。

減免対象事業 ⁴	<p>以下の事業に対して、申請により減免（ただし、法人税・所得税に対する減免は2018年12月31日まで申請した場合に限る）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新成長動力産業技術随伴事業 ② 外国人投資地域（個別型）入居事業 ③ 経済自由区域・セマングム事業地域・済州先端科学技術団地・済州投資振興機構の入居事業として、各地域委員会の審議・議決を経る事業 ④ 経済自由区域への入居事業 ⑤ 経済自由区域の開発事業施行者である外国人投資企業の事業 ⑥ 済州投資振興地区の開発事業施行者である外国人投資企業の事業 ⑦ 外国人投資地域（団地型）への入居事業 ⑧ 企業都市開発区域への入居事業 ⑨ 企業都市開発事業施行者である外国人投資企業の企業都市開発事業 ⑩ セマングム事業地域への入居事業 ⑪ セマングム事業施行者である外国人投資企業の事業 ⑫ 輸出自由地域への入居事業（経過規定）⁵ ⑬ 自由貿易地域への入居企業体の製造業・物流業など
国税	
外国人投資企業の法人税・所得税 ⁶	<p>①②③⑫の事業：5年間100%、その後の2年間は50%減免。 その他の事業：3年間100%、その後の2年間は50%減免。</p>
外国投資家の配当に対する法人税・所得税 ⁷	<p>該当なし（2013年12月31日以前の租税減免申請分に限る）。</p>

4 租税特例制限法第121条の2第1項

5 租税特例制限法施行令第116条の2第4項

6 租税特例制限法第121条の2第2項

7 旧租税特例制限法第121条の2第12項第2号

資本再導入による関税・ 個別消費税・付加価値税 ⁸	①②③⑫の事業：100%減免。 ⑧⑨の事業：該当なし。 その他の事業：関税のみ100%減免。
地方税	
取得税・財産税 ⁹	①②③⑫の事業：5年間100%、その後の2年間は50%減免。 その他の事業：3年間100%、その後の2年間は50%減免。 (ただし、地方自治体の条例により控除期間を15年まで延長する か、減免比率を高めることができる。)

2) 立地支援¹⁰

外国人投資企業が国・共有財産を賃貸または使用しようとする時に一定条件を満たす場合、その使用料または賃貸料の減免を受けられる。国有財産の賃貸期間は50年以内であるが、50年の範囲内で賃貸期間を更新することができる。土地等の賃貸料は、当該土地等の価額に1%以上の料率を乗じて算出する。

また、国有財産の賃貸料減免基準は、事業内容により100%、90%、75%、50%に分けられ、賃貸料の減免限度は、当該国有財産を管轄する中央官署の長が定める。

3) 現金支援¹¹

政府および地方自治体は外国人が一定要件に該当する外国人投資に対して、当該外国人投資の新成長動力産業技術の随伴および技術移転効果、雇用創出規模、国内投資との重複、立地地域の適正性等を考慮して、その外国人に工場施設の新築等、定められた用途に必要な資金を現金で支援する。

現金支援限度の算定は中央部署および関連する地方自治体の交渉担当者、大韓貿易投資振興公社、民間専門家等、5人以上で構成された限度算定委員会にて算出し、算定された限度内で外国人との投資誘致交渉を通じて決定することになる。

⁸ 租税特例制限法第121条の3第1項および第2項

⁹ 租税特例制限法第121条の2第4項および第5項

¹⁰ 外国人投資促進法第13条および同法施行令第19条

¹¹ 外国人投資促進法第14条の2および同法施行令第20条の2